

地域公共交通確保維持改善事業費補助金について (新モビリティサービス推進)

国土交通省では、都市と地方、高齢者・障がい者等を含む全ての地域、全ての人が、どのような時でも最適な移動手段を利用できるよう、ドア・ツー・ドアの移動に対し、様々な移動手法・サービスを組み合わせて1つの移動サービスとしての提供を目指すことを目的として、補助を実施しています。

補助対象事業者

- 一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

補助対象

- 要綱を参照してください。

補助率

- 要綱を参照してください。

【補助金交付の流れ】

要望調査へのエントリー

- ※ 毎年3月又は4月頃に国が実施する要望調査にエントリーすることが必須となります。
(要望調査の実施時期は、予算の成立時期により毎年変動します)

補助事業の内定・通知

- ※ 予算に応じて補助事業の内定を行い、対象者への通知を行います。

補助金交付申請書の提出

- ※ 補助金内示を受けた事業者については、受付期間内に各運輸支局へ交付申請書を提出してください。

交付決定通知

- ※ 交付決定通知書が交付されます。
(事業の着手が可能となります)

事業完了実績報告書の提出

- ※ 事業完了(車両の登録)した場合、完了日から1カ月以内に事業完了報告書の提出が必要です。
(完了日から1カ月後が4月10日を経過する場合は4月10日が提出期限(UD車両は運用方針参照))

額の確定・補助金の交付

- ※ 交付する補助金額の確定後、補助金の振り込みを実施します。

事業評価の報告

- ※ 補助金の交付を受けた場合、毎年度、交付要綱第4条に定める補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、補助対象事業者から、国土交通省総合政策局に報告するとともに、公表することとする。